平成２２年（フ）第８５８号
岡山県備前市大内1019番地１　エトワールＡ―102号、旧住所岡山県和気郡和気町日室195番地22
債務者　各務　**賴**康
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５９号
岡山県備前市大内1019番地１　エトワールＡ―102号、旧住所岡山県和気郡和気町日室195番地22
債務者　各務ちどり
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７２号
岡山市中区高島新屋敷54―１、住民票上の住所岡山市東区瀬戸町瀬戸376番地１
債務者　平尾　春美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８１号
岡山県高梁市成羽町星原104番地２
債務者　清水　貞治
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０５号
岡山市南区新保280番地７　遠藤コーポ105号
債務者　小野伊津美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
熊本県球磨郡山江村大字山田乙1728番地の１42号
債務者　緒方　和代（旧姓東）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午後２時　熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１７８５号
東京都小金井市東町１―41―18―101、住民票上の住所東京都小金井市東町２丁目１番26号
債務者　秋村　政隆
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８０号
青森市南佃２丁目23番24号
債務者　小坂　雅之
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６６８号
大阪市大正区三軒家西１丁目９番27号
債務者　富村　敦子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４７号
川崎市宮前区野川3611番地　メゾンド野川205
債務者　三鍋　　博
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０８号
静岡県島田市神座390番地
債務者　中村　康浩
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前11時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５４号
静岡市清水区宮加三645―１　レオパレスビューポイント日本平108号室、住民票上の住所静岡市清水区宮加三816番地の28
債務者　山本　和恵
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前11時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２号
北海道帯広市大通南13丁目２番地　オクイビル
債務者　鈴木　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
熊本県上天草市松島町合津3565番地
債務者　松尾　幸美（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後１時30分　熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１７０４号
東京都八王子市泉町1103番地３フォンテーヌ・Ｔ102号
債務者　秋場　香織
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部